

# 第2期岩倉市自殺対策計画の骨子（案）

## もくじ

- 第1章 計画の策定にあたって
  - 1 計画策定の背景と趣旨 ..... 2
  - 2 計画の位置付け..... 6
  - 3 計画の期間 ..... 7
  - 4 計画の策定体制..... 7
- 第2章 計画の基本的な考え方
  - 1 基本理念 ..... 8
  - 2 基本方針 ..... 9

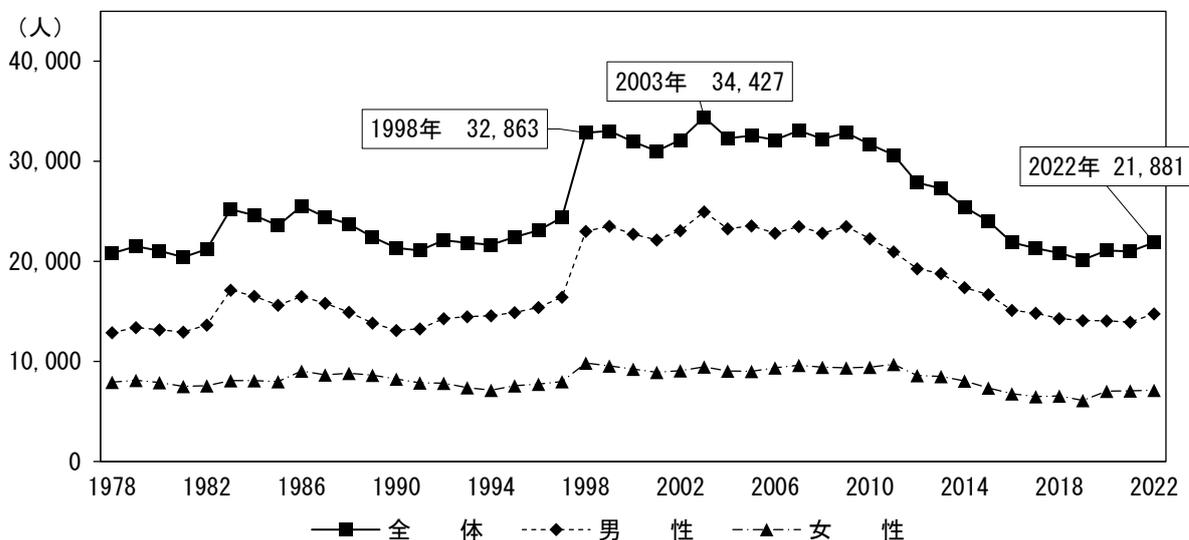
# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 国の動向

- 2023（令和5）年3月14日、警察庁の公表によると、2022（令和4）年中の自殺者数（確定値）は21,881人で、前年との比較では874人、4.2%の増加となっています（増加は2年ぶり）。男女別にみると、男性の自殺者数は13年ぶりに増加し14,746人、女性の自殺者数は3年連続で増加し7,135人であり、男性の自殺者数が女性の約2.1倍となっています。

図表1-1 全国の自殺者数の推移



資料：自殺統計（警察庁）

- 1998（平成10）年、わが国ではバブル崩壊後に相次いだ金融機関破綻等があり、年間自殺者数が3万人を超え、以降、しばらく年間自殺者数が3万人を超える年が続きました。このため、2006（平成18）年6月、自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図る「自殺対策基本法」が成立し、同年10月に施行されました。
- 自殺対策基本法に基づき、2007（平成19）年6月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定され、これまで「個人的な問題」とされてきた自殺を「社会的な問題」と捉え、社会全体で自殺対策が進められたことにより、平成22（2010）年以降は自殺者数が連続して減少し、急増以前の水準に戻りました。
- 2016（平成28）年4月、自殺対策基本法の施行から10年が経過し、自殺対策のさらなる強化と推進のため、「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行され、市町村に「市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられました。翌年には「自殺総合対策

大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、自殺総合対策の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とし、2026（令和8）年までに自殺死亡率を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させることを数値目標として掲げました。

- 自殺総合対策大綱は5年に1度見直しが行われることとなっており、2022（令和4）年10月、新たな大綱が閣議決定されました。基本理念と数値目標は旧大綱を引き継ぎ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を基本理念とし、2026（令和8）年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させるを数値目標としています。
- 新たな大綱では、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移し非常事態が続いているとしています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性の自殺者が2年連続増加しているとして、女性に対する支援の強化を初めて重点施策に盛り込みました。具体的には、予期せぬ妊娠などで悩みや不安を抱えた若い女性への支援を推進し、非正規雇用や子育て中の女性などにきめ細かい就職支援を行うとしています。
- さらに、自殺した子どもも過去最多の水準となっていることから、子どもや若者の対策をさらに強化することも掲げ、SNSを活用した相談体制の拡充などに取り組むとしています。加えて、近年、SNS等で自殺者に関する情報が拡散される傾向にあることから、「自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する」も新たに明文化されました。

## (2) 愛知県の動向

- 愛知県の取組としては、自殺対策基本計画の改正と新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されることに合わせ、2018（平成30）年3月に「第3期あいち自殺対策総合計画」（計画期間：2018（平成30）～2022（令和4）年度）を策定し、基本目標を2022（令和4）年までに自殺死亡率を14.0以下とすることとしました。結果は2019（令和元）年までは自殺死亡率は低下傾向にあり、目標に近づいていましたが、2020（令和2）年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、愛知県の自殺死亡率は上昇に転じ、2022（令和4）年では16.0（警察庁統計）となっています。
- こうした背景のもと、愛知県は2023（令和5）年3月に「第4期愛知県自殺対策推進計画」（計画期間：2023（令和5）～2027（令和9）年度）を策定し、基本目標を2026（令和8）年までに自殺死亡率を13.0以下まで減少させるとしています。

図表 1-2 「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の概要

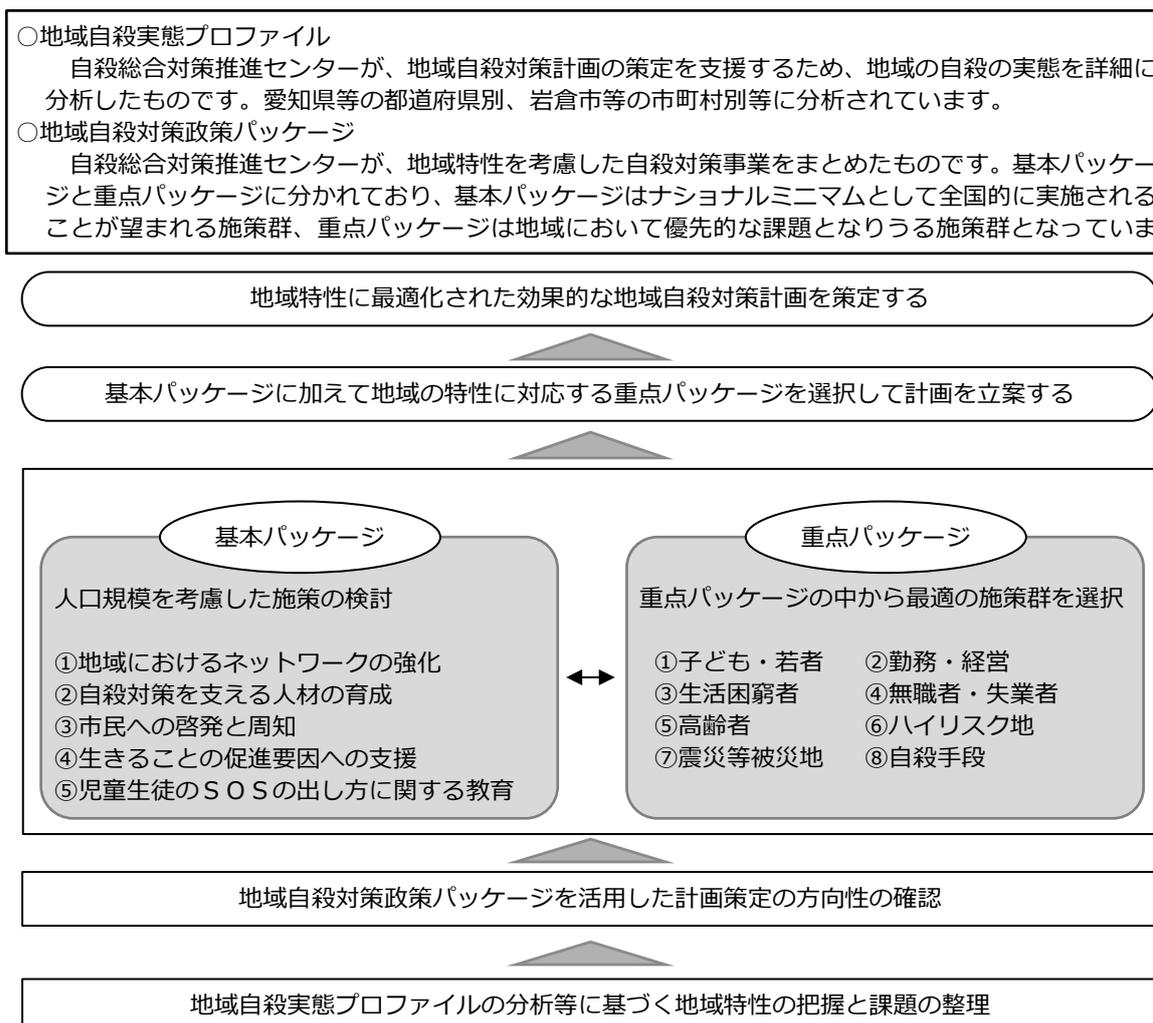
<b>自殺総合対策大綱</b>	
2022（令和4）年10月閣議決定	
<b>自殺総合対策の基本理念</b>	
<p>○誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <p>自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる</p>	
<b>自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である</li> <li>・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている</li> <li>・<u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進</u></li> <li>・地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する</li> </ul>	
<b>自殺総合対策の基本方針</b>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生きることの包括的な支援として推進する</li> <li>2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む</li> <li>3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる</li> <li>4 実践と啓発を両輪として推進する</li> <li>5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する</li> <li>6 <u>自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する</u></li> </ol>	
<b>自殺総合対策の当面の重点施策</b>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</li> <li>2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す</li> <li>3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</li> <li>4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る</li> <li>5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</li> <li>6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</li> <li>7 社会全体の自殺リスクを低下させる</li> <li>8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</li> <li>9 遺された人への支援を充実する</li> <li>10 民間団体との連携を強化する</li> <li>11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</li> <li>12 勤務問題による自殺対策を更に推進する</li> <li>13 <u>女性の自殺対策を更に推進する</u></li> </ol>	
<b>自殺対策の数値目標</b>	
<p>先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026（令和8）年までに、自殺死亡率を2015（平成27）年と比べて30%以上減少（2015（平成27）年 18.5 → 13.0以下）</p> <p>〔WHO：米14.9（2019）、仏13.1（2016）、加11.3（2016）、独11.1（2020）、英8.4（2019）、伊6.5（2017）〕</p>	
<b>推進体制等</b>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国における推進体制</li> <li>2 地域における計画的な自殺対策の推進</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 施策の評価及び管理</li> <li>4 大綱の見直し</li> </ol>

### (3) 岩倉市の動向

- 岩倉市では、2019（平成31）年3月、自殺に関する現状、市民アンケート調査の結果等に基づき、自殺総合対策推進センター※によって作成された地域自殺実態プロフィールと地域自殺対策政策パッケージを活用し、「岩倉市自殺対策計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。
- 第1期計画に基づき、岩倉市は社会の問題としてさまざまな分野での自殺対策に全庁的に取り組み、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、自殺対策を推進してきました。
- 第1期計画の期間終了に伴い、新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、本市の現状、今回実施する市民アンケート結果等に基づき、第1期計画と同様の策定手法により、「第2期岩倉市自殺対策計画」（以下「第2期計画」という。）を策定します。

※自殺総合対策推進センター：改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策の推進に取り組むためのさまざまな情報の提供および民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織

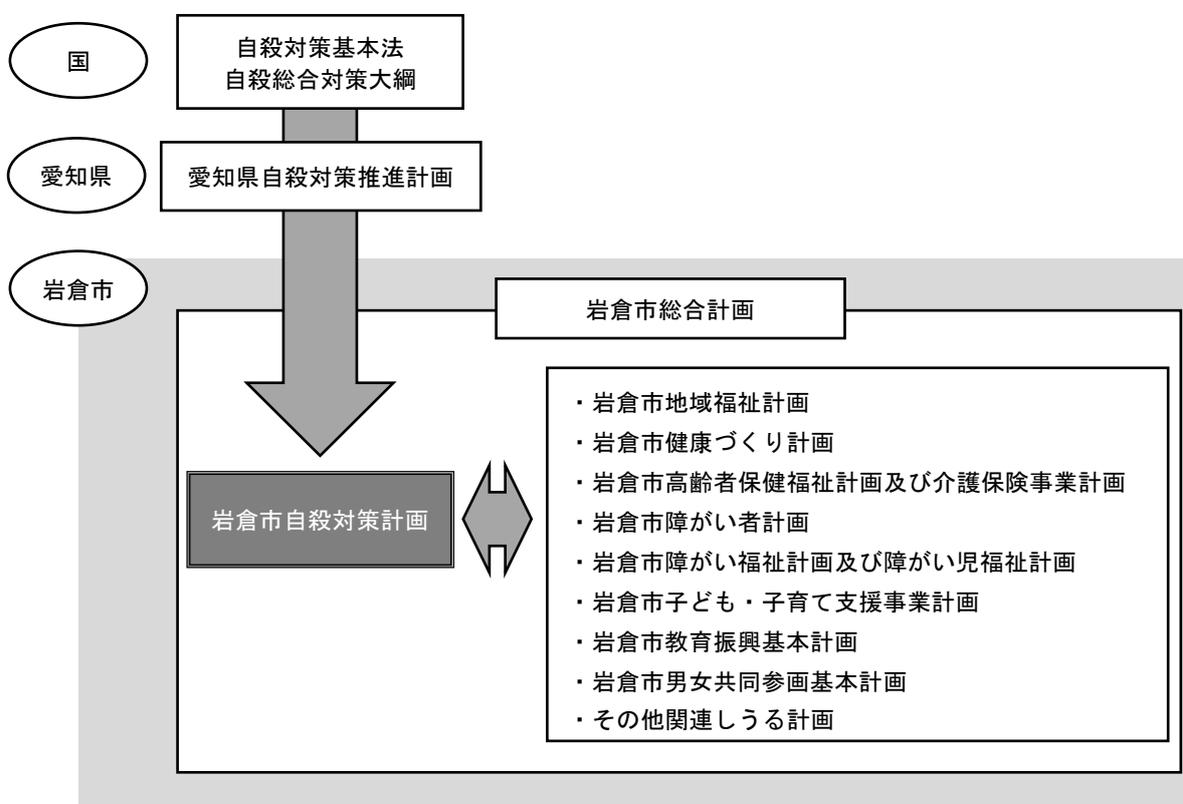
図表 1-3 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策政策パッケージとその活用イメージ



## 2 計画の位置付け

- 本計画は、自殺対策基本法第13条に基づく「市町村自殺対策計画」であり、「自殺総合対策大綱」および愛知県の「第4期愛知県自殺対策推進計画」の内容を踏まえ策定します。
- また、「岩倉市総合計画」を上位計画とし、「岩倉市地域福祉計画」をはじめ、「岩倉市健康づくり計画 健康いわくら21」、「岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「岩倉市障がい者計画」、「岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」などの関連計画と整合性を図りながら策定します。

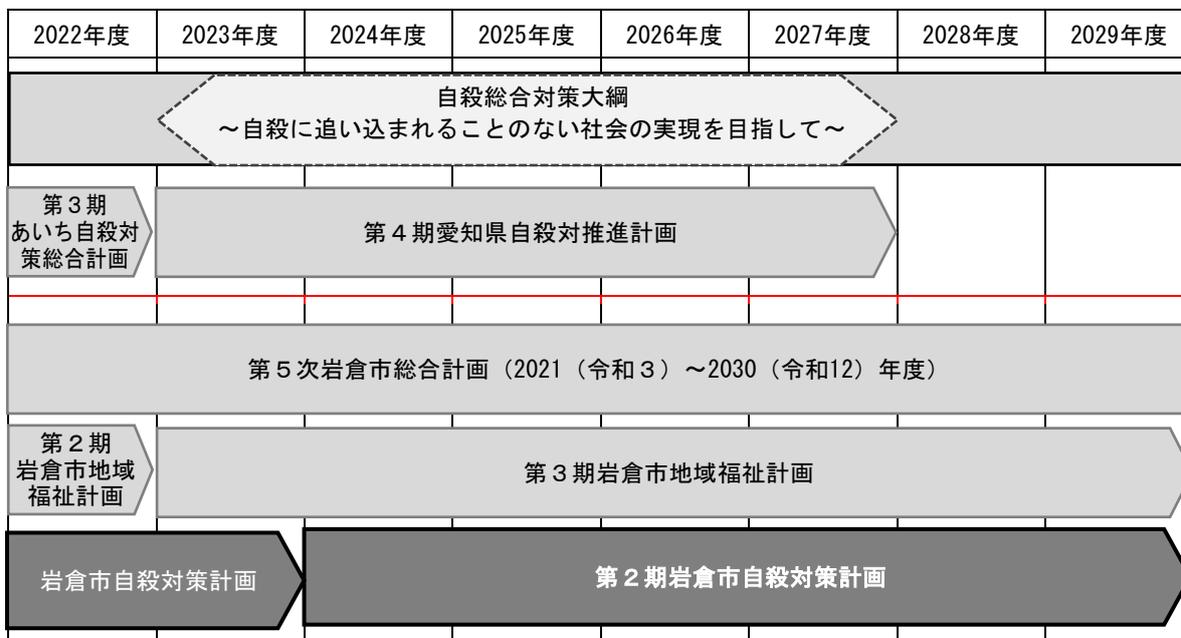
図表 1-4 計画の位置づけ



### 3 計画の期間

- 本計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間とします。
- ただし、計画期間内であっても、社会情勢の変化等により必要があると認める場合には、適宜、見直しを行います。

図表 1-5 計画の期間



### 4 計画の策定体制

#### (1) 岩倉市自殺対策計画推進委員会

- 自殺対策を進めていく上では、さまざまな分野の関係者の協力のもと、本市の現状に則した計画を策定する必要があります。そのため、学識経験者、保健・医療・福祉・教育等の関係者、公募等の市民の代表で構成する岩倉市自殺対策計画推進委員会において各分野の課題解決の方向性や今後の目標、取組等について検討します。

#### (2) こころの健康に関する市民意識調査

- この調査は、市民のこころの健康や自殺に関する考え方・意見等を把握し、「岩倉市自殺対策計画」策定のための基礎資料とすることを目的に行います。

図表 1-6 調査の概要

調査対象者	市内にお住まいの18歳以上の方から無作為に抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	2023（令和5）年8月1日
調査期間	2023（令和5）年9月1日～15日（予定）
配布数	2,000

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

2022（令和4）年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」では、旧大綱の基本理念を引き継いで「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

本市では、将来都市像を「健康で明るい緑の文化都市」とし、「第5次岩倉市総合計画」で、「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」という基本理念のもと、多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めるとともに、福祉分野の上位計画に位置づけられる「第3期岩倉市地域福祉計画」の基本目標として、「誰一人取り残さない、寄り添う支援がある<sup>まち</sup>地域づくり」で孤独・孤立化の防止を進めています。

また、本市では、平成30（2018）年に、市民一人ひとりが人と人とのつながりやきずなを大切に、いつまでも体も心も健やかに、いきいきと幸せに暮らし続けることができる<sup>けんこう</sup>「健幸」のまちをめざす、「<sup>けんこう</sup>健幸都市いわくら」を宣言しました。

本計画は、こうした「まちづくり」の理念を「生きることへの支援」を通じて実現するための指針です。

そこで、本計画では、市民の誰もが、お互いの人格と個性を尊重し、何よりもいのちを大切にするという意識を持つことで、自分や周りの人のこころの痛みに気づき、必要な支援につなぎ、地域全体で見守ることにより、誰も自殺に追い込まれることなく、いつまでも健やかに暮らし続けられる幸せなまちをめざすことを基本理念とします。

#### 基本理念（案）

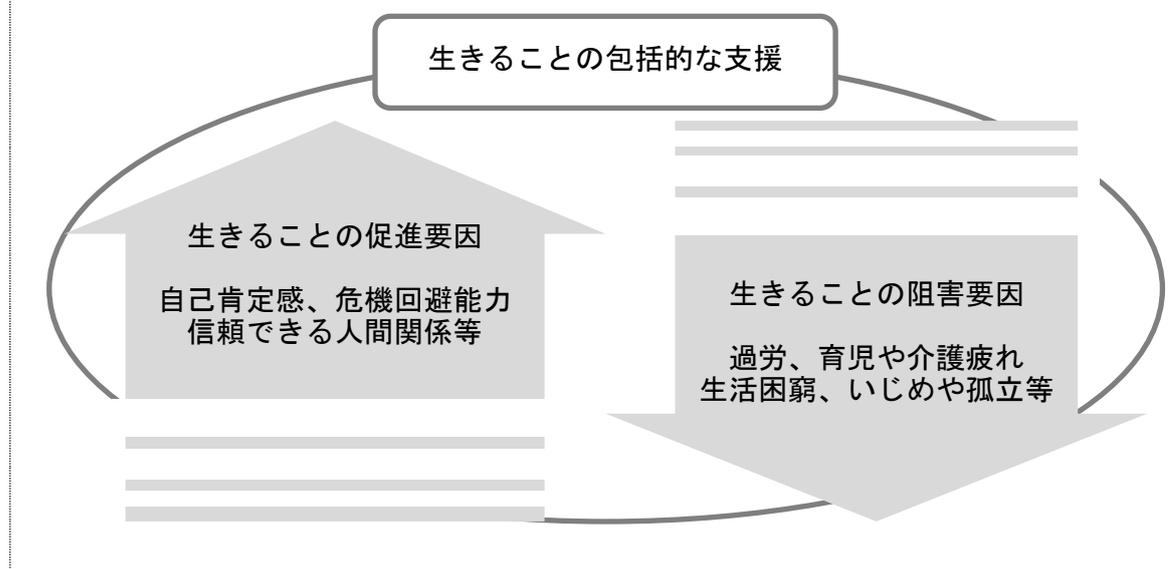
「気づき、つなぎ、見守る いのち支え合う<sup>けんこう</sup>健幸のまち いわくら」

## 2 基本方針

本計画の基本方針は、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(2022(令和4)年10月閣議決定)の基本方針を踏まえて、以下の通りとします。

### 基本方針1 生きることの包括的な支援として推進する

- 生きる楽しさや信頼できる関係などの「生きることの促進要因」よりも、過労や孤立などの「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺のリスクは高まります。生きることの包括的な支援とは、「生きることの阻害要因」を減らすことと、「生きることの促進要因」を増やすことの両方に取り組むことであり、「生きる支援」に関するあらゆる取組を行い、生きることの包括的な支援を推進することによって自殺のリスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。
- この考え方は、市民一人ひとりの生活を守ることに他ならず、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を実現するというSDGsの理念に合致したものであり、SDGsの達成に向けた施策としての意義も持ち合わせます。



## 基本方針2 さまざまな分野の施策と有機的な連携を強化し、総合的に展開する

- 自殺対策は、精神科医療や保健、福祉とともに関連しうる分野が連携を強化し、包括的に取り組むことが重要です。地域共生社会の実現や生活困窮者の支援など、さまざまな分野が連携して取り組むべき課題と同様に、自殺対策を推進する必要があります。
- 自殺の要因となりうるものは、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティなど、多岐にわたります。また、自殺の要因は1つではなく、複合的な問題となることもあります。
- 相談対応においても、リスクに気づき、相談者に必要だと思われる他分野の専門窓口につなぐなど、さまざまな分野と連携して、その人にあった支援ができる重層的な体制を強化します。

## 基本方針3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

- 自殺対策は、法律や大綱、計画などの社会制度のレベル、包括的に支援するための実務での連携などの地域連携のレベル、それぞれの個人に対応する相談などの対人支援のレベルの、3つのレベルを有機的に連動させて取り組むという考え方が重要です。
- また、時系列的に考えると、心身の健康の保持増進や相談などの事前対応、自殺発生の危険に介入して自殺を止める危機対応、自殺や自殺未遂が起こってしまった後の当事者やその周りの家族、同僚などへの事後対応という3段階があります。
- 加えて、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育「SOSの出し方に関する教育」を推進することが重要です。
- これらの考え方をもとに、それぞれの段階に応じた施策を連動させます。

#### 基本方針4 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する

- 自殺は誰にでも起こりうる危機です。そのため、自殺や精神疾患などへの偏った考え方を改め、誰もが助けを求めることが適切なことだと理解し、危機に陥っている人のサインに気づき、専門家につなぎ、見守ることができるよう広報活動、教育活動等に取り組むことが大切です。
- 自殺リスクを低下させる実践的な取組と同様に、自殺に関する正しい知識の啓発を行うことが重要であり、実践的な取組と理解啓発を両輪として推進します。。

#### 基本方針5 役割の明確化と連携・協働の推進

- 自殺対策は、岩倉市だけではなく、国や愛知県、近隣の市町、関係団体、民間団体、企業、市民やその他の国民が連携・協働して取り組むことが重要です。それぞれの主体が役割を明確化し、連携・協働することで、自殺総合対策の基本理念にある「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざします。
- また、各支援機関等のネットワーク化と情報共有のためのプラットフォームづくりを推進します。

#### 基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

- 自殺対策基本法第9条を踏まえ、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう自殺対策に取り組みます。